

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆ 多久市議会定例会議案 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和6年12月3日 提出

多 久 市

目 次

ページ

議案甲第 2 6 号	多久市個人番号の利用等に関する条例及び多久市税 条例の一部を改正する条例……………	1
議案甲第 2 7 号	多久市印鑑条例の一部を改正する条例……………	3
議案甲第 2 8 号	多久市職員給与条例等の一部を改正する条例……………	5
議案甲第 2 9 号	多久市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例……………	2 2
議案甲第 3 0 号	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部 を改正する条例……………	2 4
議案甲第 3 1 号	多久市定住促進条例の一部を改正する条例……………	2 6
議案甲第 3 2 号	多久市下水道条例の一部を改正する条例……………	2 8
議案甲第 3 3 号	多久市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例…	2 9
議案甲第 3 4 号	佐賀県市町総合事務組合規約の変更について……………	3 1
議案甲第 3 5 号	財産の取得について……………	3 3
議案乙第 3 2 号	専決処分の承認について（令和 6 年度多久市一般会計 補正予算（第 4 号））……………	3 5
議案乙第 3 3 号	令和 6 年度多久市一般会計補正予算（第 5 号）……………	別冊

議案乙第 3 4 号	令和 6 年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正 予算（第 1 号）……………別冊
議案乙第 3 5 号	令和 6 年度多久市宅地造成事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………別冊
議案乙第 3 6 号	令和 6 年度多久市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 2 号）……………別冊
議案乙第 3 7 号	令和 6 年度多久市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）……………別冊
議案乙第 3 8 号	令和 6 年度多久市病院事業会計補正予算（第 1 号）…別冊
議案乙第 3 9 号	令和 6 年度多久市下水道事業会計補正予算 （第 1 号）……………別冊
報告第 1 0 号	専決処分の報告について…………… 3 7

議案甲第 2 6 号

多久市個人番号の利用等に関する条例及び多久市税条例の一部を
改正する条例

(多久市個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 多久市個人番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年多久市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 6 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

(多久市税条例の一部改正)

第 2 条 多久市税条例（昭和 2 9 年多久市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 8 9 条第 2 項第 2 号及び第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 4 7 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法

等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 27 号

多久市印鑑条例の一部を改正する条例

多久市印鑑条例（昭和 50 年多久市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けた登録者が自ら個人番号カード（失効していないものに限る。）を添えて当該申請を行う場合は、登録証の添付を省略することができる。

第 13 条第 2 項中「申請内容と登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、「交付し、かつ、登録証を返付する」を「交付するものとする」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付）

第 13 条の 2 前条の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

- （1） 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード
- （2） 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証

明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）
第15条第1号中「登録証」の次に「又は個人番号カード」を加える。

附 則

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年12月3日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

コンビニエンスストア等での印鑑登録証明書交付の開始に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 28 号

多久市職員給与条例等の一部を改正する条例

(多久市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 多久市職員給与条例（昭和 29 年多久市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 71.25」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 48.75」を「100 分の 51.25」に改める。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,900	231,400	263,600	290,200	312,900	338,300	377,500
	2	185,000	232,900	264,700	291,800	314,600	340,200	380,100
	3	186,100	234,400	265,700	293,300	316,300	342,100	382,500
	4	187,100	235,900	266,700	294,800	317,800	343,900	384,700
	5	188,100	237,400	267,700	296,300	319,300	345,600	386,600
	6	189,900	239,100	268,800	297,800	320,600	347,400	388,900
	7	191,600	240,700	269,800	299,300	322,000	349,100	391,100
	8	193,300	242,300	270,800	300,600	323,400	350,800	393,100
	9	194,900	243,900	271,800	301,800	324,800	352,500	395,100
	10	196,600	245,400	272,900	303,300	326,700	354,300	397,400
	11	198,200	246,900	273,900	304,800	328,500	356,000	399,700
	12	199,800	248,300	274,900	306,200	330,300	357,600	401,900
	13	201,400	249,400	276,000	307,600	332,000	359,100	404,000
	14	203,100	250,700	277,000	308,700	333,800	360,800	406,400
	15	204,800	252,000	278,000	309,800	335,600	362,500	408,600

16	206,500	253,300	279,100	311,100	337,300	364,100	410,900
17	207,800	254,600	280,200	312,400	339,000	365,700	412,800
18	209,500	255,600	281,500	314,100	340,800	367,500	414,700
19	211,100	256,600	282,800	315,700	342,600	369,000	416,600
20	212,600	257,700	284,100	317,300	344,300	370,600	418,500
21	214,100	258,700	285,300	318,900	345,800	372,000	420,300
22	215,800	259,700	286,600	320,500	347,400	373,700	422,100
23	217,500	260,700	287,900	322,100	349,000	375,300	423,900
24	219,100	261,700	289,100	323,700	350,500	376,900	425,800
25	220,700	262,700	290,200	325,200	351,900	378,700	427,300
26	222,400	263,700	291,400	327,000	353,700	380,600	428,800
27	223,800	264,700	292,700	328,600	355,300	382,500	430,400
28	225,200	265,600	294,000	330,200	356,900	384,400	431,900
29	226,500	266,500	295,300	331,600	358,100	385,900	433,400
30	227,800	267,300	296,300	333,300	359,700	387,700	434,700
31	229,000	268,100	297,400	335,000	361,200	389,500	436,000
32	230,200	268,900	298,500	336,700	362,700	391,000	437,300
33	231,400	269,700	299,600	337,900	364,400	392,700	438,500
34	232,500	270,500	300,800	339,800	366,200	394,200	439,800
35	233,600	271,300	302,000	341,500	367,900	395,600	441,100
36	234,700	272,000	303,300	343,100	369,600	397,000	442,400
37	235,800	272,700	304,600	344,600	371,000	398,300	443,600
38	237,000	273,500	306,000	346,300	372,300	399,600	444,400
39	238,100	274,300	307,300	347,900	373,600	400,800	445,200
40	239,100	275,000	308,600	349,500	374,900	401,900	446,000
41	240,100	275,700	309,900	351,200	376,100	403,000	446,600
42	241,000	276,500	311,200	353,100	377,000	404,200	447,200
43	241,800	277,300	312,500	354,900	378,100	405,300	447,800
44	242,600	278,100	313,800	356,700	379,200	406,400	448,400
45	243,300	278,800	315,000	358,200	379,900	407,100	449,100
46	243,900	279,500	316,400	359,600	380,800	407,800	449,900
47	244,500	280,200	317,800	361,000	381,700	408,500	450,300
48	245,100	280,900	318,900	362,500	382,600	409,200	451,000
49	245,800	281,600	319,800	364,000	383,500	409,800	451,500
50	246,500	282,300	321,100	364,800	384,300	410,400	451,900
51	247,200	283,000	322,400	365,800	385,100	411,000	452,300
52	247,700	283,700	323,700	366,800	385,800	411,400	452,700
53	248,200	284,300	324,900	367,700	386,500	411,800	453,100
54	248,500	285,000	326,200	368,800	387,200	412,000	453,500
55	248,800	285,700	327,500	369,700	387,900	412,300	453,900
56	249,100	286,500	328,700	370,700	388,700	412,600	454,300
57	249,400	287,200	330,000	371,600	389,200	412,900	454,600
58	249,800	287,900	331,100	372,300	389,700	413,200	455,000
59	250,200	288,500	332,200	373,000	390,300	413,500	455,300
60	250,600	289,200	333,300	373,700	391,000	413,800	455,600
61	251,000	289,800	334,000	374,100	391,400	414,000	455,900
62	251,300	290,600	334,900	374,700	392,100	414,300	
63	251,600	291,200	335,700	375,400	392,700	414,600	

64	251,900	291,700	336,500	376,100	393,200	414,900
65	252,200	292,200	337,300	376,400	393,600	415,100
66	252,500	292,800	337,700	377,100	394,200	415,400
67	252,800	293,300	338,300	377,800	394,800	415,700
68	253,100	293,900	339,000	378,400	395,300	416,000
69	253,400	294,400	339,800	378,700	395,700	416,200
70	253,700	294,900	340,500	379,200	396,200	416,500
71	254,000	295,500	341,200	379,800	396,700	416,800
72	254,300	296,100	341,800	380,400	397,300	417,100
73	254,600	296,700	342,300	380,700	397,600	417,300
74	254,900	297,100	342,900	381,400	398,000	417,600
75	255,200	297,500	343,400	382,100	398,400	417,900
76	255,500	297,800	344,000	382,700	398,800	418,100
77	255,800	298,000	344,300	383,100	399,100	418,300
78	256,100	298,300	344,800	383,600	399,400	
79	256,400	298,500	345,200	384,200	399,700	
80	256,700	298,800	345,700	384,700	400,000	
81	257,000	299,000	346,100	385,200	400,200	
82	257,300	299,200	346,600	385,800	400,500	
83	257,600	299,500	347,100	386,300	400,800	
84	257,900	299,800	347,600	386,600	401,000	
85	258,200	300,100	347,900	387,100	401,200	
86	258,600	300,400	348,300	387,600	401,500	
87	258,900	300,700	348,700	388,000	401,800	
88	259,200	301,000	349,100	388,300	402,000	
89	259,500	301,300	349,400	388,700	402,200	
90	259,900	301,600	349,800	389,200	402,500	
91	260,300	301,900	350,200	389,600	402,800	
92	260,600	302,300	350,600	390,000	403,000	
93	260,900	302,500	350,800	390,300	403,200	
94		302,700	351,200	390,800		
95		303,000	351,600	391,200		
96		303,400	352,000	391,600		
97		303,600	352,200	391,900		
98		303,900	352,600	392,500		
99		304,300	353,000	392,900		
100		304,700	353,400	393,300		
101		304,900	353,700	393,600		
102		305,200	354,100			
103		305,500	354,500			
104		305,800	354,900			
105		306,000	355,400			
106		306,300	355,800			
107		306,600	356,200			
108		306,900	356,600			
109		307,100	357,100			
110		307,500	357,500			
111		307,900	357,800			

	112		308,200	358,100				
	113		308,400	358,600				
	114		308,700					
	115		309,000					
	116		309,400					
	117		309,600					
	118		309,800					
	119		310,100					
	120		310,400					
	121		310,800					
	122		311,000					
	123		311,300					
	124		311,600					
	125		311,900					
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		192,000	219,500	262,300	282,100	298,200	323,700	366,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外 の 職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200

17	341, 500	410, 500	455, 100	514, 600	606, 400
18	344, 600	412, 700	457, 100	516, 600	607, 400
19	347, 700	414, 800	459, 000	518, 600	608, 400
20	350, 800	416, 900	460, 900	520, 400	609, 400
21	354, 000	419, 000	462, 300	522, 200	610, 400
22	357, 100	420, 500	464, 100	524, 000	
23	360, 200	422, 000	465, 900	525, 800	
24	363, 200	423, 500	467, 700	527, 600	
25	366, 200	424, 900	469, 500	529, 200	
26	368, 500	426, 400	471, 300	531, 000	
27	370, 800	427, 900	473, 100	532, 800	
28	373, 000	429, 300	474, 900	534, 600	
29	374, 900	430, 700	476, 700	536, 200	
30	376, 600	432, 200	478, 500	538, 000	
31	378, 300	433, 700	480, 300	539, 800	
32	380, 100	435, 100	482, 100	541, 500	
33	381, 900	436, 500	483, 900	543, 100	
34	383, 700	438, 000	485, 800	544, 900	
35	385, 300	439, 500	487, 700	546, 600	
36	386, 700	440, 900	489, 600	548, 300	
37	388, 100	442, 300	491, 500	549, 800	
38	389, 600	443, 700	493, 200	551, 400	
39	391, 100	445, 100	495, 000	552, 800	
40	392, 600	446, 500	496, 800	554, 400	
41	394, 100	447, 900	498, 400	555, 900	
42	394, 800	449, 300	500, 200	557, 300	
43	395, 400	450, 700	502, 000	558, 700	
44	396, 100	452, 100	503, 600	560, 000	
45	397, 000	453, 500	505, 000	561, 200	
46	397, 600	454, 900	506, 700	562, 200	
47	398, 200	456, 300	508, 500	563, 200	
48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200	
49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200	
50	399, 900	460, 800	513, 000	566, 100	
51	400, 400	462, 400	514, 300	567, 000	
52	400, 900	464, 000	515, 600	567, 900	
53	401, 400	465, 600	516, 600	568, 700	
54	401, 800	466, 800	517, 900	569, 600	
55	402, 200	468, 000	519, 200	570, 500	
56	402, 600	469, 100	520, 500	571, 400	
57	403, 000	470, 100	521, 500	572, 300	
58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200	
59	403, 800	472, 000	523, 100	574, 100	
60	404, 200	472, 800	523, 900	574, 800	
61	404, 600	473, 500	524, 800	575, 700	
62	405, 000	474, 200	525, 600	576, 600	
63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500	
64	405, 800	475, 500	527, 100	578, 400	

	65	406, 100	476, 200	527, 900	579, 300	
	66		476, 900	528, 700		
	67		477, 500	529, 400		
	68		478, 100	530, 300		
	69		478, 400	531, 200		
	70		479, 000	532, 000		
	71		479, 700	532, 900		
	72		480, 400	533, 800		
	73		480, 800	534, 600		
	74		481, 400	535, 500		
	75		482, 100	536, 400		
	76		482, 800	537, 100		
	77		483, 200	537, 900		
	78		483, 800	538, 800		
	79		484, 400	539, 700		
	80		484, 900	540, 600		
	81		485, 400	541, 400		
	82		485, 900	542, 300		
	83		486, 400	543, 200		
	84		486, 900	544, 100		
	85		487, 300	544, 900		
	86		487, 800	545, 800		
	87		488, 200	546, 700		
	88		488, 700	547, 600		
	89		489, 200	548, 400		
	90		489, 800			
	91		490, 400			
	92		490, 800			
	93		491, 300			
	94		491, 900			
	95		492, 500			
	96		493, 000			
	97		493, 500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		297, 300	339, 700	394, 300	467, 400	567, 400

備考 この表は、医師の職にある職員に適用する。

別表第 3（第 4 条関係）

医療職給料表（2）

職員 の区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
----------	----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,800	228,300	260,500	281,100	306,500	345,100	375,900
	2	191,000	229,700	261,700	281,900	308,100	346,900	378,600
	3	193,200	231,100	262,900	282,700	309,600	348,600	381,300
	4	195,300	232,500	264,100	283,600	311,100	350,300	384,000
	5	197,300	233,800	265,100	284,400	312,600	352,000	386,300
	6	199,300	235,200	265,900	285,300	314,000	353,700	389,100
	7	201,300	236,400	266,700	286,100	315,400	355,400	391,700
	8	203,200	237,400	267,600	286,900	316,800	357,000	394,500
	9	205,000	238,400	268,500	287,600	318,100	358,600	396,600
	10	206,900	239,600	269,400	288,400	319,600	360,400	398,900
	11	208,900	240,800	270,200	289,100	321,000	362,100	401,200
	12	211,000	242,200	271,000	289,800	322,500	363,700	403,400
	13	212,700	243,600	271,800	290,600	324,000	365,200	405,500
	14	214,800	244,800	272,600	291,500	325,700	366,900	407,600
	15	217,000	246,100	273,400	292,300	327,300	368,600	409,600
	16	219,100	247,400	274,300	293,000	328,800	370,200	411,700
	17	221,200	248,800	275,100	293,700	330,300	371,800	413,600
	18	222,400	250,000	276,000	294,800	331,900	373,400	415,600
	19	223,500	251,200	276,800	295,900	333,400	375,000	417,500
	20	224,600	252,400	277,600	297,100	334,900	376,700	419,700
	21	225,800	253,400	278,500	298,300	336,500	378,300	421,500
	22	226,800	254,300	279,400	299,600	338,100	380,300	423,100
	23	227,800	255,200	280,200	300,800	339,600	382,300	424,800
	24	228,800	256,100	281,000	302,000	341,100	384,400	426,300
	25	229,800	257,100	281,800	303,200	342,600	385,800	427,800
	26	230,900	257,900	282,700	304,400	344,200	387,500	429,100
	27	231,900	258,700	283,600	305,600	345,800	389,300	430,400
	28	232,800	259,500	284,400	306,800	347,400	390,900	431,800
	29	233,700	260,300	285,200	308,000	348,700	392,600	433,100
	30	234,600	261,100	286,100	309,300	350,200	394,100	434,300
	31	235,400	261,900	287,000	310,500	351,700	395,700	435,500
	32	236,200	262,700	287,900	311,800	353,200	397,200	436,600
	33	237,100	263,600	288,700	313,200	354,800	398,400	437,900
	34	238,000	264,500	289,800	314,400	356,300	399,800	439,100
	35	238,800	265,200	290,800	315,600	357,800	401,100	440,300
	36	239,700	266,000	291,800	316,800	359,200	402,300	441,500
	37	240,600	266,900	292,800	318,100	360,600	403,400	442,800
	38	241,500	267,800	293,900	319,200	362,200	404,600	443,700
	39	242,300	268,700	294,900	320,400	363,800	405,700	444,100
	40	243,100	269,500	295,900	321,600	365,300	406,800	444,800
	41	243,600	270,300	296,900	322,800	366,500	407,600	445,300
	42	244,300	271,100	297,900	324,100	367,600	408,400	445,700
	43	244,900	271,900	299,000	325,400	368,800	409,200	446,100
	44	245,500	272,700	300,100	326,700	369,900	410,000	446,500
	45	246,100	273,400	301,200	327,600	370,900	410,400	446,900

46	246,800	274,200	302,500	328,800	371,800	411,000	447,300
47	247,300	275,000	303,600	330,000	372,800	411,500	447,700
48	247,700	275,800	304,700	331,200	373,900	411,900	448,000
49	248,100	276,500	305,800	332,300	374,900	412,300	448,300
50	248,600	277,300	306,900	333,300	375,900	412,500	448,700
51	249,100	278,100	308,000	334,300	376,900	412,800	449,000
52	249,600	278,800	309,200	335,300	377,800	413,100	449,400
53	249,900	279,500	310,300	336,200	378,600	413,400	449,700
54	250,300	280,200	311,400	337,200	379,400	413,700	
55	250,600	280,900	312,500	338,200	380,300	414,000	
56	250,900	281,600	313,600	339,100	381,200	414,300	
57	251,300	282,300	314,600	339,600	381,700	414,500	
58	251,700	283,000	315,600	340,500	382,500	414,800	
59	252,000	283,700	316,600	341,200	383,300	415,100	
60	252,300	284,300	317,700	342,000	384,100	415,400	
61	252,600	284,900	318,700	342,800	384,500	415,600	
62	252,900	285,700	319,700	343,100	385,200	416,000	
63	253,200	286,400	320,700	343,600	385,900	416,300	
64	253,500	287,100	321,600	344,300	386,500	416,600	
65	253,800	287,800	322,500	344,900	386,900	416,800	
66	254,100	288,500	323,300	345,600	387,500		
67	254,400	289,200	324,000	346,300	388,100		
68	254,700	289,900	324,700	346,900	388,600		
69	255,000	290,500	325,300	347,600	389,000		
70	255,300	291,200	326,000	348,100	389,500		
71	255,600	291,900	326,700	348,700	390,000		
72	255,800	292,500	327,300	349,300	390,500		
73	256,000	293,100	327,900	349,600	391,100		
74	256,300	293,600	328,100	350,200	391,600		
75	256,600	294,000	328,600	350,700	392,200		
76	256,800	294,400	329,100	351,200	392,900		
77	257,000	294,800	329,700	351,700	393,400		
78	257,300	295,100	330,200	352,200	393,900		
79	257,600	295,400	330,700	352,700	394,400		
80	257,800	295,700	331,100	353,100	394,900		
81	258,000	296,000	331,700	353,400	395,200		
82	258,300	296,300	332,200	353,800	395,700		
83	258,600	296,600	332,600	354,000	396,100		
84	258,900	296,900	333,100	354,300	396,500		
85	259,100	297,100	333,600	354,800	396,900		
86		297,300	334,000	355,100			
87		297,500	334,200	355,400			
88		297,700	334,500	355,700			
89		298,100	334,900	356,100			
90		298,300	335,300	356,400			
91		298,500	335,700	356,700			
92		298,700	336,000	357,000			
93		299,100	336,300	357,400			

	94		299,300	336,500	357,700			
	95		299,500	336,900	358,000			
	96		299,800	337,200	358,300			
	97		300,200	337,400	358,600			
	98		300,400	337,700	359,000			
	99		300,600	338,000	359,400			
	100		300,900	338,300	359,800			
	101		301,200	338,500	360,300			
	102		301,400	338,800	360,700			
	103		301,600	339,100	361,100			
	104		301,900	339,300	361,500			
	105		302,200	339,500	362,000			
	106			339,700				
	107			340,100				
	108			340,300				
	109			340,500				
	110			340,900				
	111			341,300				
	112			341,700				
	113			341,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		193,100	219,600	250,300	263,900	289,900	332,300	369,700

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士及び栄養士の職にある職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300

10	223, 900	254, 300	284, 300	298, 000	320, 300
11	225, 800	255, 400	284, 800	298, 600	321, 300
12	227, 700	256, 300	285, 300	299, 100	322, 300
13	229, 600	257, 100	285, 800	299, 600	323, 300
14	231, 600	257, 800	286, 300	300, 200	324, 500
15	233, 600	258, 500	286, 800	300, 800	325, 700
16	235, 600	259, 400	287, 300	301, 300	326, 900
17	237, 600	260, 500	287, 800	301, 800	328, 000
18	239, 600	261, 600	288, 300	302, 500	329, 200
19	241, 700	262, 700	288, 800	303, 200	330, 300
20	243, 700	263, 800	289, 300	303, 900	331, 400
21	245, 600	264, 900	289, 800	304, 600	332, 500
22	246, 800	266, 000	290, 300	305, 500	333, 700
23	248, 000	267, 100	290, 800	306, 400	334, 800
24	249, 100	268, 200	291, 300	307, 300	335, 900
25	250, 200	269, 200	291, 800	308, 100	337, 000
26	251, 100	270, 300	292, 300	309, 000	338, 200
27	252, 000	271, 400	292, 800	309, 900	339, 300
28	252, 900	272, 400	293, 300	310, 800	340, 400
29	253, 700	273, 400	293, 800	311, 600	341, 500
30	254, 500	274, 100	294, 400	312, 500	342, 700
31	255, 200	274, 800	295, 200	313, 400	343, 800
32	255, 900	275, 500	296, 000	314, 300	344, 900
33	256, 700	276, 200	296, 700	315, 100	346, 000
34	257, 500	276, 800	297, 500	316, 200	347, 300
35	258, 300	277, 300	298, 300	317, 300	348, 600
36	259, 000	277, 800	299, 100	318, 400	349, 900
37	259, 700	278, 300	299, 800	319, 500	351, 100
38	260, 600	278, 900	300, 600	320, 600	352, 600
39	261, 500	279, 400	301, 400	321, 700	354, 100
40	262, 300	279, 900	302, 100	322, 800	355, 600
41	263, 100	280, 300	302, 900	323, 900	356, 800
42	264, 000	280, 800	303, 700	325, 100	358, 300
43	264, 800	281, 300	304, 500	326, 200	359, 700
44	265, 600	281, 800	305, 300	327, 300	361, 100
45	266, 400	282, 300	306, 000	328, 100	362, 500
46	267, 100	282, 800	307, 000	329, 200	363, 500
47	267, 800	283, 300	308, 000	330, 300	364, 900
48	268, 400	283, 800	308, 900	331, 300	366, 200
49	269, 000	284, 300	309, 800	332, 300	367, 500
50	269, 500	284, 800	310, 800	333, 300	368, 900
51	270, 000	285, 300	311, 800	334, 300	370, 200
52	270, 400	285, 800	312, 700	335, 300	371, 500
53	270, 800	286, 300	313, 600	336, 500	373, 000
54	271, 300	286, 800	314, 600	337, 800	374, 200
55	271, 800	287, 300	315, 600	339, 000	375, 300
56	272, 200	287, 800	316, 600	340, 200	376, 500
57	272, 600	288, 300	317, 400	341, 100	377, 600

58	273, 000	289, 100	318, 400	342, 300	378, 500
59	273, 400	289, 900	319, 400	343, 400	379, 500
60	273, 800	290, 600	320, 300	344, 700	380, 400
61	274, 200	291, 300	321, 200	345, 700	381, 000
62	274, 600	292, 200	322, 200	346, 600	381, 800
63	275, 000	293, 100	323, 200	347, 700	382, 600
64	275, 400	293, 900	324, 100	348, 900	383, 400
65	275, 800	294, 700	325, 000	350, 000	384, 100
66	276, 200	295, 600	326, 200	351, 200	384, 800
67	276, 600	296, 400	327, 400	352, 400	385, 500
68	277, 000	297, 200	328, 600	353, 400	386, 100
69	277, 400	298, 000	329, 300	354, 400	386, 700
70	277, 900	298, 900	330, 400	355, 400	387, 300
71	278, 400	299, 800	331, 500	356, 500	388, 000
72	278, 800	300, 700	332, 400	357, 600	388, 600
73	279, 200	301, 600	333, 500	358, 400	389, 300
74	279, 800	302, 500	334, 200	359, 500	389, 800
75	280, 400	303, 400	335, 300	360, 600	390, 400
76	280, 900	304, 300	336, 400	361, 600	390, 900
77	281, 400	305, 100	337, 500	362, 300	391, 300
78	282, 000	306, 100	338, 700	363, 100	391, 900
79	282, 600	307, 100	339, 800	363, 900	392, 400
80	283, 100	308, 000	340, 900	364, 600	392, 700
81	283, 600	308, 500	342, 000	365, 200	393, 000
82	284, 100	309, 400	343, 100	365, 700	393, 500
83	284, 600	310, 300	344, 100	366, 200	393, 900
84	285, 100	311, 100	345, 200	366, 700	394, 200
85	285, 600	311, 900	346, 100	367, 300	394, 500
86	286, 100	312, 900	347, 100	367, 800	395, 000
87	286, 600	313, 900	348, 000	368, 300	395, 500
88	287, 100	314, 900	349, 000	368, 800	395, 900
89	287, 600	315, 800	349, 900	369, 200	396, 200
90	288, 100	316, 900	350, 700	369, 600	396, 600
91	288, 600	317, 900	351, 500	370, 200	397, 100
92	289, 100	318, 900	352, 300	370, 700	397, 500
93	289, 600	319, 700	352, 900	371, 000	397, 900
94	290, 200	320, 400	353, 500	371, 500	
95	290, 800	321, 100	354, 100	371, 900	
96	291, 400	321, 700	354, 700	372, 200	
97	292, 000	322, 200	355, 100	372, 800	
98	292, 500	322, 500	355, 500	373, 300	
99	293, 000	323, 100	356, 000	373, 800	
100	293, 500	323, 700	356, 400	374, 300	
101	294, 000	324, 100	356, 900	374, 900	
102	294, 500	324, 700	357, 300	375, 400	
103	295, 000	325, 300	357, 800	375, 900	
104	295, 400	325, 800	358, 200	376, 300	
105	295, 800	326, 200	358, 500	376, 900	

106	296, 300	326, 700	359, 000	377, 400
107	296, 800	327, 200	359, 400	377, 900
108	297, 100	327, 700	359, 700	378, 400
109	297, 300	328, 100	360, 100	379, 000
110	297, 600	328, 500	360, 600	379, 400
111	297, 800	328, 800	361, 100	379, 900
112	298, 100	329, 100	361, 600	380, 400
113	298, 400	329, 400	362, 100	381, 000
114	298, 600	329, 800	362, 600	
115	298, 900	330, 100	363, 100	
116	299, 100	330, 400	363, 500	
117	299, 400	330, 600	363, 900	
118	299, 700	330, 900	364, 300	
119	300, 000	331, 200	364, 800	
120	300, 300	331, 400	365, 300	
121	300, 600	331, 600	365, 700	
122	301, 000	331, 900	366, 200	
123	301, 300	332, 200	366, 700	
124	301, 600	332, 500	367, 200	
125	301, 800	332, 700	367, 500	
126	302, 000	333, 000		
127	302, 300	333, 400		
128	302, 700	333, 600		
129	302, 900	333, 800		
130	303, 200	334, 000		
131	303, 600	334, 400		
132	304, 000	334, 600		
133	304, 200	334, 900		
134	304, 500	335, 300		
135	304, 800	335, 700		
136	305, 100	336, 100		
137	305, 300	336, 400		
138	305, 600	336, 800		
139	305, 900	337, 200		
140	306, 200	337, 600		
141	306, 400	337, 900		
142	306, 800	338, 300		
143	307, 200	338, 600		
144	307, 500	339, 000		
145	307, 700	339, 300		
146	307, 900	339, 700		
147	308, 200	340, 100		
148	308, 600	340, 500		
149	308, 800	340, 800		
150	309, 000	341, 200		
151	309, 300	341, 600		
152	309, 600	342, 000		
153	310, 000	342, 300		

	154	310,200				
	155	310,400				
	156	310,700				
	157	311,000				
	158	311,300				
	159	311,600				
	160	311,900				
	161	312,300				
	162	312,600				
	163	312,900				
	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師の職にある職員に適用する。

第2条 多久市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

（多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正）

第3条 多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和33年多久市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(市長及び副市長の諸給与条例の一部改正)

第5条 市長及び副市長の諸給与条例（昭和29年多久市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第6条 市長及び副市長の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第7条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例（昭和29年多久市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第 8 条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100 分の 127.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 175」を「100 分の 172.5」に改める。

(多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 9 条 多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 3 年多久市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	394,000
2	445,000
3	500,000
4	565,000
5	644,000
6	753,000
7	879,000

第 8 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

第 10 条 多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 175」を「100 分の 172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（多久市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第4までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第9条の規定（多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の市長及び副市長の諸給与条例（以下「改正後の市長副市長諸給与条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長諸給与条例」という。）の規定及び第9条の規定（任期付職員条例第8条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 令和6年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）、改正後の議員報酬条例、改正後の市長副市長諸給与条例、改正後の教育長諸給与条例又は第9条の規定による改正後の任期付

職員条例（以下この条において「改正後の任期付職員条例」という。）を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例、第３条の規定による改正前の多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例、第５条の規定による改正前の市長及び副市長の諸給与条例、第７条の規定による改正前の多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例又は第９条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の市長副市長諸給与条例、改正後の教育長諸給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

上記の議案を提出する。

令和６年１２月３日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

佐賀県人事委員会勧告等に伴い職員の給与等を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 29 号

多久市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

多久市職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年多久市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 11 項第 4 号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる」に改め、同項各号を削る。

附則第 6 項中「附則別表第 1」を「附則別表」に改める。

附則第 7 項中「第 35 条」を「第 35 条の 2」に改める。

附則第 9 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第 6 項及び第 7 項の改正規定 公布の日

（2） 第 14 条第 11 項第 4 号及び第 14 項並びに附則第 9 項の改正規定並びに次項の規定 令和 7 年 4 月 1 日

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多久市職員の退職手当に関する条例第 14 条第 11 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した多久市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）

をいう。以下この項において同じ。）であって前項第２号に定める日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和６年１２月３日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

雇用保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 30 号

多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例

多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和 55 年多久市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 5 条」を「次条」に改め、同条第 2 号中「（昭和 57 年法律第 80 号）」を削り、同条第 4 号ア中「及び第 6 項」を削り、同号イ中「第 2 条の 4 第 7 項」を「第 2 条の 4 第 6 項」に改め、同号ウ中「第 2 条の 4 第 8 項」を「第 2 条の 4 第 7 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和 6 年 10 月 31 日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、この改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 3 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 3 1 号

多久市定住促進条例の一部を改正する条例

多久市定住促進条例（平成 1 8 年多久市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「中学生以下」を「1 8 歳未満（当該申請年度の末日までに 1 8 歳に到達する者を含む。）」に、「4 0 歳」を「4 6 歳」に改め、同号イ中「市内に定住することを目的として、」を削り、同号ウを削り、同条第 3 号中「中学生以下」を「1 8 歳未満（当該申請年度の末日までに 1 8 歳に到達する者を含む。）」に改め、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）奨学金返還支援補助事業

奨学金返還支援補助事業 本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、市内に居住している 2 9 歳未満（当該申請年度の末日までに 2 9 歳に到達する者を含む。）で就業している者が奨学金を返還している場合、その者に対し奨学金返還支援補助金を交付する。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改め、同項ただし書中「及び同条」を「、同条」に改め、「移住子育て世帯家賃補助事業に係る補助金」の次に「及び同条第 4 号に規定する奨学金返還支援補助事業に係る補助金」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定（第 2 項ただし書の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

定住奨励事業の期限を延長するとともに、既存事業を見直し、新規事業について定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 32 号

多久市下水道条例の一部を改正する条例

多久市下水道条例（平成 16 年多久市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「毎月」を「隔月」に改める。

第 21 条第 2 項ただし書中「受益者」を「使用者」に改める。

第 31 条第 10 号中「第 30 条」を「前条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 3 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

佐賀西部広域水道企業団の水道料金徴収方法の変更に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 33 号

多久市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

多久市農業集落排水施設条例（平成 15 年多久市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項中「毎月」を「隔月」に改める。

第 23 条第 2 項を削り、同条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、使用者が納期限までに使用料等を納付しなかったことについて、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを徴収しないことができる。

第 23 条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 27 条ただし書中「第 26 条」を「前条」に改める。

第 31 条第 10 号中「第 30 条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 3 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

佐賀西部広域水道企業団の水道料金徴収方法の変更に伴い、条例の一部を改

正する必要がある。

議案甲第 3 4 号

佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 1 日付けで、多久小城医療組合の名称が多久小城医療企業団に変更されること及び名称変更後の多久小城医療企業団を退職手当の支給に関する事務の共同処理に加入させるため、佐賀県市町総合事務組合理約を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

佐賀県市町総合事務組合理約を変更する必要があるので、この案を提出する。

別紙

佐賀県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合理約（平成１９年佐賀県指令１８市町村第０１００１４号）の一部を次のように変更する。

別表第１中「多久小城医療組合」を「多久小城医療企業団」に改める。

別表第２第３条第１号に関する事務の項中「佐賀県東部環境施設組合」を「佐賀県東部環境施設組合 多久小城医療企業団」に、同表第３条第７号に関する事務の項中「多久小城医療組合」を「多久小城医療企業団」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

議案甲第 35 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年多久市条例第 3 号)第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

- 1 購入する物品及び数量 基幹系 V D I サーバー等機器 詳細別紙
(その他ソフトウェア関係ライセンス等含む。)
- 2 購入予定価格 34, 265, 000 円
(うち消費税額 3, 115, 000 円)
- 3 購入の相手方 住所 佐賀市兵庫町大字藤木 1 4 2 7 番地 7
氏名 株式会社 佐賀電算センター
代表取締役 宮 地 大 治

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

取得の明細

製品名 型式	メーカー	数量
【ハードウェア】		
基幹系V D Iサーバ（共有端末用） PYR2537RDN	富士通	2 式
基幹系V D Iサーバ（専用端末用） PYR2537REN	富士通	1 式
バックアップ用サーバ PYR1336R2S	富士通	1 式
ユーザー情報管理サーバ PYR1336R2N	富士通	2 式
仮想デスクトップ集中管理サーバ PYR1336R2N	富士通	2 式
ソフトウェアライセンス管理サーバ PYR1336R2S	富士通	1 式
アクセス権管理サーバ PYR1336R2S	富士通	1 式
サーバ用無停電電源装置 PY-UPAC3K2、PY-UPAR152	富士通	3 式
ネットワーク機器（スイッチ） 4938RZ5	アライドテレシス	2 式
ネットワーク機器（V P Nルーター） C8200-1N-4T	シスコ	1 式
その他（OAタップ、ケーブル等） TAP-36MG-3、LD-GPAYT/BU30ほか	サンワサプライ、 エレコム（株）	1 式
【ソフトウェア関係ライセンス等】		
バックアップ用ソフトウェア NUAD0900FLJSKFNO0C	アークサーバ	1 式
Windowsサーバ用各種ライセンス DG7GMGFOD5RK0004	マイクロソフト	1 式
仮想デスクトップ用各種ライセンス SKYDIV001GNS01B	スカイ（株）	1 式
本人認証用ソフトウェアライセンス EMDF-100	（株）ディー・ ディー・エス	1 式

議案乙第 3 2 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 6 年度多久市一般会計補正予算（第 4 号）について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

令和 6 年度多久市一般会計補正予算（第 4 号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度多久市一般会計補正予算（第 4 号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 9 日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第 10 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項指定の件（平成 22 年 12 月 14 日議決）第 6 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 3 日

多久市長 横 尾 俊 彦

専決第 6 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項指定の件（平成 22 年 12 月 14 日議決）第 6 号の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 11 月 11 日

多久市長 横 尾 俊 彦

事故の内容	市が管理する中多久駅前トイレを利用中に壁面タイルが落下し、左肘を負傷された。（左肘打撲）
事故発生年月日	令和 6 年 7 月 3 日
損害賠償の相手方	多久市外在住者
損害賠償の額	350,260 円